

○ハラスメント相談窓口、調査・調整小委員会規程

(制定2000年4月1日)

第1条 岐阜協立大学ハラスメント防止・対策委員会規程第5条第2項に定める相談窓口及び調査・調整小委員会については、この規程の定めるところによる。

(相談窓口)

第2条 ハラスメントに関する相談のため、ハラスメント相談窓口を設置し、相談員を配置する。

第3条 相談員は、次の各号によりハラスメント防止・対策委員会（以下「防止・対策委員会」という。）が推薦し、学長が委嘱する。

- (1) 学部から教員各2名
- (2) 事務職員から2名
- (3) 学生相談室から1名
- (4) 保健室から1名

2 相談員は、その3分の1以上を女性とする。

3 相談員の任期は、2年とする。ただし、重任を妨げない。

4 相談員は、担当事案に関して、事実調査を行ってはならない。

第4条 相談員相互の連絡、調整、研修等相談を行う上で必要な措置を検討するため、相談員連絡会議を置く。

2 相談員連絡会議は、防止・対策委員会委員長が招集する。

(調査・調整小委員会)

第5条 防止・対策委員会は、相談窓口への相談者がハラスメントの被害の救済や相手との調整などを望む場合に、ハラスメント調査・調整小委員会（以下「調査・調整小委員会」という。）を設置する。

第6条 調査・調整小委員会委員は、次の各号により防止・対策委員会が推薦し、学長が委嘱する。

- (1) 専任職員男女若干名（当該事案の窓口となった相談員及び当事者の所属する部署の職員を除く）
- (2) 必要に応じて学外の専門家

2 調査・調整小委員会委員の氏名は公開しないものとする。

第7条 調査・調整小委員会は、当該事案に係る任務の終了をもって解散する。

附 則

この規程は、2000年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2010年7月1日から施行する。

附 則

この規程は、2015年4月1日から施行する。

附 則（大学名称変更）

この規程は、2019年4月1日から施行する。